



平成 25 年 2 月 5 日

各 位

会 社 名 株式会社野田スクリーン  
代表者名 代表取締役社長 堀 尾 貞 夫  
コード 6790 東証・名証 第二部  
問合せ先 経営管理本部長 小 川 清 志

(TEL 0568-79-0222)

## 株式会社TNCによる当社株式に対する公開買付けの結果並びに 親会社、親会社以外の支配株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

株式会社TNC（以下「TNC」といいます。）が平成24年12月17日から実施しておりました当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、平成25年2月4日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、その結果、平成25年2月8日付で、当社の親会社、親会社以外の支配株主、主要株主である筆頭株主に異動が生じることとなりましたので、下記のとおり併せてお知らせいたします。

### 記

#### I. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、TNCより、添付資料「株式会社野田スクリーン普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」のとおり、本公開買付けの結果の報告を受けました。

#### II. 親会社、親会社以外の支配株主及び主要株主である筆頭株主の異動について

##### 1. 異動予定年月日

平成25年2月8日（本公開買付けの決済の開始日）

##### 2. 異動が生じた経緯

当社は、TNCより、本公開買付けにおいて当社の普通株式56,173株の応募があり、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、TNCは、平成25年2月8日（本公開買付けの決済の開始日）付で当社に対する議決権所有割合が50%超となり、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することになります。

また、本公開買付けの決済が行われた場合には、当社の主要株主である野田拓哉氏は、自らが議決権の100%を保有するTNCが当社の総株主等の議決権の50%超を保有することから、新たに当社の親会社以外の支配株主に該当することとなります。さらに、野田拓哉氏の二親等内の親族であり、かつ当社の主要株主である野田由紀子氏も、新たに当社の親会社以外の支配株主に該当することとなるとともに、同氏は、筆頭株主には該当しないこととなります。

##### 3. 異動する株主の概要

(1) 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

(1)	名 称	株式会社TNC	
(2)	所 在 地	愛知県瀬戸市南山町三丁目 133 番地の 1	
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 野田拓哉	
(4)	事 業 内 容	当社の株式を取得及び保有すること等。	
(5)	資 本 金	1,000,000 円	
(6)	設 立 年 月 日	平成 24 年 11 月 22 日	
(7)	純 資 産	1,000,000 円	
(8)	総 資 産	1,000,000 円	
(9)	大株主及び持株比率	野田拓哉 100%	
(10)	上 場 会 社 と 当該株主との関係	資 本 関 係	当社とTNCの間には、記載すべき資本関係はありません。なお、TNCの代表取締役であり、その発行済株式の100%を所有する野田拓哉氏は、当社普通株式21,961株を所有しております。
		人 的 関 係	TNCの代表取締役であり、その発行済株式の100%を所有する野田拓哉氏は、当社の執行役員を兼務しております。
		取 引 関 係	該当事項はありません。

(2) 新たに親会社以外の支配株主に該当することとなる株主の概要

(1)	氏 名	野田拓哉	
(2)	住 所	愛知県瀬戸市	
(3)	上 場 会 社 と 当該個人の関係	資 本 関 係	野田拓哉氏は、当社普通株式21,961株を保有しています。 また、野田拓哉氏の二親等内の親族である野田由紀子氏は、当社普通株式22,200株を保有しており（但し、そのうち10,000株を本公開買付けに応募しています。）、野田由紀子氏が代表取締役を務める株式会社フラットデジタルは、当社普通株式2,754株を保有しています。 さらに、野田拓哉氏の二親等内の親族である野田成紀氏及び野田繭希氏が合わせて、当社普通株式700株を保有しています。
		人 的 関 係	野田拓哉氏は、当社の執行役員を務めています。
		取 引 関 係	該当事項はありません。

(3) 新たに親会社以外の支配株主に該当し、かつ主要株主である筆頭株主に該当しなくなる株主の概要

(1)	氏 名	野田由紀子	
(2)	住 所	愛知県瀬戸市	

(3) 上場会社と 当該個人の関係	資本関係	野田由紀子氏は、当社普通株式 22,200 株を保有しており（但し、そのうち 10,000 株を本公開買付けに応募しています。）、野田由紀子氏が代表取締役を務める株式会社フラットデジタルは、当社普通株式 2,754 株を保有しています。また、野田由紀子氏の二親等内の親族である野田拓哉氏は、当社株式 21,961 株を保有し、さらに、同じく野田由紀子氏の二親等内の親族である野田成紀氏及び野田繭希氏が合わせて、当社普通株式 700 株を保有しています。
	人的関係	野田由紀子氏は当社の取締役を務めております。
	取引関係	該当事項はありません。

#### 4. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数及び所有割合

##### (1) 株式会社TNC

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	親会社及び主要株主である筆頭株主	56,173 個 (54.22%)	—	56,173 個 (54.22%)	第1位

##### (2) 野田拓哉

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	主要株主	21,961 個 (21.20%)	25,654 個 (24.76%)	47,615 個 (45.96%)	第2位
異動後	親会社以外の支配株主	21,961 個 (21.20%)	71,827 個 (69.32%)	93,788 個 (90.52%)	第2位

##### (3) 野田由紀子

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	主要株主である筆頭株主	22,200 個 (21.42%)	25,415 個 (24.53%)	47,615 個 (45.96%)	第1位
異動後	親会社以外の支配株主	12,200 個 (11.77%)	81,588 個 (78.74%)	93,788 個 (90.52%)	第3位

(注) 上記 (1) から (3) の表における「議決権所有割合」は、当社の第 29 期第 2 四半期報告書（平成 24 年 12 月 13 日提出）に記載された平成 24 年 10 月 31 日現在の当社普通株式の発行済株式数（105,521 株）から、議決権を有しない株式として、当該四半期報告書に記載された平成 24 年 10 月 31 日現在の当社が所有する自己株式数（1,910 株）を控除した株式数（103,611 株）に

係る議決権の数（103,611 個）に対する割合を意味し、小数点以下第三位を四捨五入しております。

#### 5. 今後の見通し

既に平成 24 年 12 月 14 日付の当社プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「平成 24 年 12 月 14 日付プレスリリース」といいます。）でお知らせしておりますとおり、TNCは、MBO取引の一環として本公開買付けを実施していましたが、上記のとおり、本公開買付けにより、当社の発行済普通株式（但し、当社が保有する自己株式及び応募対象外株式（平成 24 年 12 月 14 日付プレスリリース 2.（2）①にて定義されています。）を除きます。以下、本項において同じとします。）の全てを取得できなかったことから、今後、平成 24 年 12 月 14 日付プレスリリース 2.（4）「本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手続に従って、当社の株主を公開買付者のみ又は公開買付者及び非応募残存株主（平成 24 年 12 月 14 日付プレスリリース 2.（2）①にて定義されています。）の全部若しくは一部のみとするための手続を実施することを予定しているとのことです。なお、当該手続の実施により、当社の普通株式は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所における上場廃止基準に抵触する結果、上場廃止になります。上場廃止後は、当社の普通株式を東京証券取引所及び名古屋証券取引所において取引することができなくなります。

今後の具体的手続きについては、決定次第、金融商品取引所等を通じて速やかに公表いたします。

#### 6. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

今回の異動により、TNCは当社の開示対象となる非上場の親会社等に該当することになります。

（添付資料）：「株式会社野田スクリーン普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

以 上

平成 25 年 2 月 5 日

各 位

株 式 会 社 T N C

代表取締役 野田 拓哉

## 株式会社野田スクリーン普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社TNC（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 24 年 12 月 14 日、株式会社野田スクリーン（コード：6790、東証・名証第二部、以下「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、同年 12 月 17 日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが平成 25 年 2 月 4 日を以って終了いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の概要

##### (1) 公開買付者の名称及び所在地

公開買付者の名称 株式会社TNC

公開買付者の所在地 愛知県瀬戸市南山町三丁目 133 番地の 1

##### (2) 対象者の名称

株式会社野田スクリーン

##### (3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

##### (4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
66,088 株	38,395 株	一株

(注 1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（38,395 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（38,395 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注 2) 買付予定数の下限（38,395 株）は、対象者の第 29 期第 2 四半期報告書（平成 24 年 12 月 13 日提出）に記載された平成 24 年 10 月 31 日現在の対象者普通株式の発行済株式数（105,521 株）から、①対象者の第 29 期第 2 四半期報告書（平成 24 年 12 月 13 日提出）に記載された平成 24 年 10 月 31 日現在の対象者が所有する自己株式数（1,910 株）、②対象者の創業家の一員であり第一位株主であり、かつ対象者の取締役であり、また野田拓哉氏の親族である野田由紀子氏が所有する対象者普通株式（22,200 株）のうち、公開買付者との間で本公開買付けに応募する旨を合意している対象者普通株式数（10,000 株）を差し引いた数に設定しております。

株) (以下「応募対象株式数」といいます。)、③公開買付者との間で本公開買付けに応募しない旨を合意している、(i)対象者の創業家の一員であり第二位株主であり、かつ対象者の執行役員でもある野田拓哉氏が所有する対象者普通株式の全部(21,961株)、(ii)対象者の第三位株主であり、野田由紀子氏が代表取締役を務める株式会社フラットデジタルが所有する対象者普通株式の全部(2,754株)、(iii)対象者の代表取締役社長である堀尾貞夫氏が所有する対象者普通株式の全部(608株(対象者の役員持株会における持分に相当する株式558株を含みます。))及び(iv)野田由紀子氏が所有する対象者普通株式(22,200株)のうち12,200株の合計37,523株(以下、野田拓哉氏、株式会社フラットデジタル、堀尾貞夫氏及び野田由紀子氏を総称して「非応募残存株主」といい、非応募残存株主との間で本公開買付けに応募しない旨を合意している対象者普通株式数を「応募対象外株式数」といいます。)及び④野田拓哉氏が親権者として投資するのに必要な権限を有する野田成紀氏及び野田繭希氏が所有する対象者普通株式の全部(合計700株。以下、野田拓哉氏が親権者として投資するのに必要な権限を有する野田成紀氏及び野田繭希氏が所有する対象者普通株式数を「利害関係株主所有株式数」といいます。)を控除した株式数(55,388株)の過半数(27,695株。これは、公開買付者の非利害関係者が所有する対象者普通株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(majority of minority)」に相当する対象者普通株式の数に当たります。)を基礎として、これに応募対象株式数(10,000株)及び利害関係株主所有株式数(700株)を加えた数(38,395株)としております。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数である66,088株を記載しております。当該最大数は、対象者の第29期第2四半期報告書(平成24年12月13日提出)に記載された平成24年10月31日現在の対象者普通株式の発行済株式数(105,521株)から、①対象者の第29期第2四半期報告書(平成24年12月13日提出)に記載された平成24年10月31日現在の対象者が所有する自己株式数(1,910株)及び②応募対象外株式数(37,523株)を控除した株式数となります。

#### (5) 買付け等の期間

##### ① 届出当初の買付け等の期間

平成24年12月17日(月曜日)から平成25年2月4日(月曜日)まで(30営業日)

##### ② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

#### (6) 買付け等の価格

普通株式1株につき45,700円

## 2. 買付け等の結果

### (1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限(38,395株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数(56,173株)が買付予定数

の下限（38,395株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第27条の13第1項に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第30条の2に規定する方法により、平成25年2月5日に報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	56,173株	56,173株
新株予約権証券	—株	—株
新株予約権付社債券	—株	—株
株券等信託受益証券 ( )	—株	—株
株券等預託証券 ( )	—株	—株
合計	56,173株	56,173株
(潜在株券等の数の合計)	—	(—株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 ー%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	48,223個	(買付け等前における株券等所有割合 46.54%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	56,173個	(買付け等後における株券等所有割合 54.22%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	38,223個	(買付け等後における株券等所有割合 36.89%)
対象者の総株主等の議決権の数	103,611個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等（令第7条第1項各号に掲げる場合に係る株券等を含みます。）に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の第29期第2四半期報告書（平成24年12月13日提出）に記載された平成24年10月31日現在の対象者の総株主の議決権の数です。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 決済の開始日

平成25年2月8日(金曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等につきましては、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載の内容から変更ございません。

なお、対象者普通株式は現在、東京証券取引所市場第二部及び名古屋証券取引所市場第二部に上場されておりますが、公開買付者は、対象者の株主を公開買付者のみ又は公開買付者及び非応募残存株主の全部若しくは一部のみとするための手続を行うことを予定しておりますので、その場合には、対象者普通株式は上場廃止になります。今後の手続につきましては、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社TNC	愛知県瀬戸市南山町三丁目133番地の1
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

以 上